

◎ 森林法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）</p> <p>第十条の七の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林〔第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第三十条又は第三十条の二の規定による告示があつた保安林予定森林を除く。〕について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならぬ。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。</p> <p>2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。</p> <p>〔保安林等の土地の所有権の移転の届出〕</p> <p>第三十三条の四 保安林又は第三十条若しくは第三十条の二の規定</p>	<p>（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）</p> <p>第十条の七の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。</p> <p>2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により指定された保安林又は第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>

による告示があつた保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする場合(所有権の取得を目的とする権利を行使しようとする場合を含む。)には、当事者(当事者の双方によることが困難な場合として農林水産省令で定める場合にあつては、農林水産省令で定める当事者)は、農林水産省令で定めるところにより、当該所有権の移転に係る契約を締結する日(所有権の取得を目的とする権利を行使する場合にあつては、当該権利を行使する日)の農林水産省令で定める日数前までに、市町村の長を経由して、都道府県知事に当事者の氏名又は名称及び住所、当該土地の所在及び面積、当該土地の利用目的その他農林水産省令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。ただし、国土利用計画法第二十七条の四第一項の規定による届出をした場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

2 保安林又は第三十条若しくは第三十条の二の規定による告示があつた保安林予定森林である民有林の土地の所有権の変動があつた場合には、当事者(当事者の双方によることが困難な場合として農林水産省令で定める場合にあつては、農林水産省令で定める当事者)は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める日までに、市町村の長を経由して、都道府県知事に当事者の氏名又は名称及び住所、当該土地の所在及び面積、当該土地の利用目的、当該土地の所有権の変動の原因及び時期その他農林水産省令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

(事務の区分)

第九十六條の二 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一〜四 [略]

四の二 第三十三條の四の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五條第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）

五 [略]

六 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る。）

七 第三十三條の四の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五條第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）

2 第三十三條の四の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五條第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第九十六條の二 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一〜四 [略]

[新設]

五 [略]

六 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五條第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る。）

[新設]

2 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五條第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十三条の四の規定に違反して、届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をした者

二 第三十九条第一項又は第二項（これらの規定を第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者

第二百九条 第三十九条第一項又は第二項（これらの規定を第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者は、五十万円以下の罰金に処する。

改 正 案		現 行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	〔略〕	法律	〔略〕
事務	〔略〕	事務	〔略〕
<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）</p>	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの一〜四 〔略〕</p>	<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）</p>	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの一〜四 〔略〕</p>
<p>五 〔略〕</p>	<p>四の二 第三十三条の四の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）</p>	<p>五 〔略〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>六 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（保安施設</p>	<p>六 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（保安施設</p>	<p>六 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五</p>	<p>六 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五</p>

	<p>地区の区域内の森林に関するものに限る。）</p> <p>七 第三十三条の四の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）</p>
〔略〕	〔略〕

別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	〔略〕
〔略〕	〔略〕
<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四</p>	<p>第三十三条の四の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するた</p>

	<p>〔新設〕</p> <p>条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る。）</p>
〔略〕	〔略〕

別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	〔略〕
〔略〕	〔略〕
<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四</p>	<p>第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成</p>

〔略〕	十九号)
〔略〕	めの指定に係る保安林に関するものに限る。)

〔略〕	十九号)
〔略〕	するための指定に係る保安林に関するものに限る。)